

『米州人権裁判所、パナマの姿勢を評価』

米州人権裁判所は、パナマ共和国の人権の促進と擁護への積極的な取り組みに対し評価をしました。

パナマ共和国は、コスタリカにある地域裁判所において現在ペンディングになっている全ての判決に関する事項へのフォローアップを積極的に行い、重要点及び優先事項を明確化させました。

現在パナマ共和国は、人権の尊重、促進、擁護という方針を掲げ公共政策実施に取り組み、国内における民主主義の指標、法規、及び制度の補強を行っています。

ジュネーブで実施された人権の普遍的定期審査（UPR）にて協議があったように、パナマ共和国は、拷問等禁止条約をはじめとする人権に関わる様々な国際的手段、選択議定書を批准していくことを強調しています。

（情報元：パナマ外務省）